

●香川県監査委員公表第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき又は監査の結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年8月21日

香川県監査委員 三 谷 和 夫
同 大 西 均
同 高 田 良 徳
同 新 田 耕 造

- 1 監査対象部局 交流推進部
- 2 監査対象年度 令和元年度
- 3 措置の状況

監査の結果（対象機関）		措 置 の 状 況
指導注意事項	ア 支出について 超過勤務手当において、支給が漏れているものがあつた。（栗林公園観光事務所）	ア 支出について 直ちに支給漏れ分の実績入力を行い、未支給額の支給を行った。 今後は、退庁時に実績入力を行い、翌日に関係書類と突合し、支給に誤りがないように確認を徹底する。